

鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の  
指定管理者に係る事業計画等提出書類

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

# 目 次

〔添付書類〕

- 1 事業計画書〔様式2〕・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P32
- 2 収支計画書〔様式3-1及び様式3-2〕・・・・・・・・ P33～P48
- 3 定款及び法人の登記事項証明書
- 4 貸借対照表等の財務状況関係書類（平成22年度～平成24年度）
- 5 事業報告書（平成22年度～平成24年度）
- 6 法人の概要〔様式4〕
- 7 法人の役員名簿
- 8 県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- 9 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

# 鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の委託業務に関する事業計画書

## 1 管理運営の基本的な考え方（管理運営の方針）

### (1) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の特色

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため童謡・唱歌やおもちゃを通した各種文化事業を行い、もって童謡・唱歌やおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資するという使命を持ち、施設開設以来18年間この使命実現のために、県内唯一の啓発普及の拠点施設である「わらべ館」で童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした各種事業を実施し、地域文化の発展に寄与してきました。

従って、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館は、以下のようなわらべ館の管理運営に対する強みを持っており、その特長を活かして、これまで以上に魅力ある施設となるよう努力していきます。

- ア わらべ館の設置趣旨に対する理解度が高いです。
- イ 公益目的の団体であることによる信頼感、安心感を来館者に与えることができます。
- ウ 長い間蓄積された施設管理に関するノウハウ・経験・実績を保有しています。
- エ 童謡・唱歌やおもちゃに関する各種資料を収集保管するだけでなく、調査研究の成果を展示してきており、その内容について精通しています。
- オ 童謡・唱歌やおもちゃに関する文化事業についてのノウハウ・経験・実績を保有しています。
- カ 行政機関、友の会・ボランティア・わらべ館運営に係わる協力者等の地域住民とこれまでに構築してきた信頼関係があります。

### (2) 使命実現のための運営の柱

上記のように18年間培ってきた特色を活かして「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」のキャッチフレーズのもとに、以下の3点を「わらべ館」運営の柱として、地域文化の振興に貢献するとともに県民をはじめ入館者に愛され親しまれる施設となるよう努力します。

- ア 「童謡・唱歌やおもちゃ」をテーマとしたミュージアム
- イ 国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化・観光施設
- ウ 子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

### (3) 管理運営の方針

鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の委託業務仕様書に従い、施設設置の基本理念や上記(2)の運営の柱が実現できるよう、次の方針で管理運営を行います。

#### ア 住民の公平な利用と安全の確保

公立の施設であるという認識を常に持って、入館者等の安全を第一に確保するとともに、公平・公正な施設運営を行い、県民に開かれた施設を目指します。

#### イ 来館者へのサービスの充実

顧客満足を重視し笑顔で親切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査するとともに、定期的な自己評価を実施して業務の質とサービスの向上に努めます。

#### ウ 収入確保と経費の節減

魅力ある展示やイベントの実施、友の会会員の拡大、ポイントカードの発行によるリピーター対策、きめ細かな広報の実施等により、入館者の増大を図り、収入を確保するよう努めます。

また、施設管理やイベント等事業全体の見直しや必要に応じて事業改善を行うなど経費の節減に努めます。

なお、入館者数は年12万人（5年間で60万人）を目指します。

#### エ 省エネルギー及び環境への配慮

リサイクルの推進、省資源・省エネルギー及び廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。

#### オ 関係法令の遵守、個人情報の保護

施設に関する消防法等の諸法令や鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。

併せて、職員の意識啓発のための研修会を実施し、関係法令等の遵守と適切な管理体制を構築します。

#### カ 情報公開

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例を遵守するとともに、「公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館情報公開規程」に基づき、適正に対応します。また、組織図、定款、事業計画書、収支計算書、貸借対照表、事業内容等をホームページにより公開し、透明性の高い法人活動に努めます。

#### キ 鳥取県、鳥取市及び関係機関との連携確保

鳥取県、鳥取市との連携を密にし、適切な指導や協力を受けるとともに、警察署、消防署等と連絡をとりながら、非常の際にも速やかに対応できる体制をとります。

#### ク 県立施設、市立施設の一体的かつ効率的な運営

鳥取県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設として公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が一括管理する点を活かし、わらべ館の使命を達成できるよう、一体的かつ効率的な管理運営を行います。

#### ケ あいサポート企業（団体）として障がいへの理解を深め、誰もがお互いの人格と個性を

尊重し支えあう共生社会を目指します。

## 2 管理の基準及び文化事業等サービスの提供内容

### (1) 文化事業の実施に関する考え方

#### ア 文化事業実施についての基本方針

- (ア) 童謡・唱歌やおもちゃに関する資料収集、調査研究についての事業の充実を図るとともに、その成果について全国に情報発信を行います。
- (イ) 童謡・唱歌やおもちゃに関する啓発普及を図るため、創意工夫をした展示や体験コーナーの設置など魅力あるイベントを実施します。
- (ウ) 施設の役割や存在意義を高めるため、住民団体、文化団体、並びに学校教育等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。
- (エ) 平成27年7月7日に鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館が創立20周年を迎える他、今後5年間には、「永井幸次」と「岡野貞一」の生誕140年、唱歌「故郷」誕生100年、童謡誕生100年など節目の年が到来します。各々の機会を捉えて、記念の事業を県・鳥取市と連携して取り組み、童謡・唱歌とおもちゃに関する文化の振興に努めます。
- (オ) 童謡・唱歌やおもちゃについて、幼児や児童・生徒、大人などが学び楽しむことのできる「体験プログラム」を用意し、常設展示の観賞や一般のイベント参加にプラスしたわらべ館での楽しみ方を提案します。
- (カ) 荒天のみ利用する入館者に晴れた日も楽しめる事をアピールするため、隣接して新たに整備された「わらべ夢ひろば」を活用したイベントに取り組み、わらべ夢ひろばの楽しい遊び方を提案します。入館者にわらべ館とわらべ夢ひろばを行き来しながら、幅広い遊びや魅力を感じていただく努力をします。

#### イ 資料収集、保管、公開及び利用に関する考え方

- (ア) 鳥取県ゆかりの音楽家に関する資料、童謡・唱歌の成立過程及び歴史的な変遷に関する資料、現代の童謡・唱歌及び子どもの歌に関する資料等、広く童謡・唱歌に関する資料を収集します。
- (イ) 日本のおもちゃを中心に、広く世界のおもちゃ資料を収集します。また、おもに鳥取や山陰、中国地方で活動するおもちゃ作家の作品も収集に努めます。
- (ウ) 童謡・唱歌資料収集委員会やおもちゃ資料収集委員会の意見を参考にして、適切な資料収集に努めます。
- (エ) 収集した資料を整理するとともに、収蔵庫の温度、湿度等に十分配慮し、定期的に状態調査を行うなど適切な保管に努めます。また、引き続き「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」の収集資料の調査を行います。
- (オ) 収集した資料や調査研究の成果について企画展を実施するなどし、適宜公開を行います。



するとともに、未来を担う子どもたちに向けた新しいうたを発信するにあたり、参加・体験型の事業を企画、実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。

(事業概要)

a 唱歌教室

昭和初期を再現した木造教室で当時の衣装をまとった講師が足踏みオルガンを使い、鳥取出身の岡野貞一や田村虎蔵の曲を中心に唱歌指導を行います。唱歌の啓発普及を図り、希望に応じ臨時開催して唱歌に触れる機会を広く提供します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
木造教室	定例開催65回 臨時開催90回 予定	947千円

b にじいろコンサート

県内で音楽活動をしている出演者を公募し、館内を演奏活動の場として提供することで発表の場を設けるとともに、一般の入館者に歌や演奏を楽しんでいただきます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
エントランスホール、童謡コーナー	8回予定	135千円

c なつかしのわらべ倶楽部

60歳以上を対象にして、懐かしい童謡・唱歌や当時の流行歌をみんなで歌います。入館料を徴収せず、多くの高齢者に参加を呼びかけます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる	4回開催	336千円

d 童謡コンサート

県内の教育・社会施設や県外の公立施設等に、わらべ館童謡・唱歌推進員が出向き、コンサートを開いて童謡・唱歌のふるさと鳥取を県内外に発信します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
県内の教育・社会施設、県外の公立施設等	15回開催	1,404千円

e おんがくびより

NHK うたのおねえさんなどの、プロのアーティストや地元の音楽団体によるコンサート。様々なスタイルで演奏される童謡・唱歌に触れる機会を提供します。(一部チケット代を徴収)

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる、エントランスホールほか、館外施設	土、日、祝日を中心に 15回開催	5,698千円

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	8,520千円	8,316千円	8,128千円	7,709千円	7,485千円
(a)	947千円	947千円	939千円	952千円	955千円
(b)	135千円	135千円	135千円	135千円	135千円
(c)	336千円	336千円	336千円	336千円	336千円
(d)	1,404千円	1,404千円	1,404千円	1,404千円	1,404千円
(e)	5,698千円	5,494千円	5,314千円	4,882千円	4,655千円

(イ) 童謡・唱歌(調査・研究事業)

童謡・唱歌の作詞・作曲家が多数輩出した鳥取において、郷土の音楽家ゆかりの資料や、童謡・唱歌に関する資料を収集、保管するとともに、調査・研究を行い、展示などを通じて情報発信する他、各種事業に活用することで、郷土の音楽家を顕彰し幅広く童謡・唱歌の普及に努めます。

(事業概要)

a 童謡・唱歌企画展

収集した童謡・唱歌に関する資料の中で、調査研究が終わりその成果が発表可能となったものを中心に、様々な童謡・唱歌の企画展と関連イベントを開催し、童謡・唱歌の情報を発信します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
うたの広場	3回開催	341千円



## b 童謡・唱歌資料収集

郷土の音楽家にまつわる資料の収集に力点を置くとともに、広く童謡・唱歌に関する資料を収集することで、我が国唯一の童謡・唱歌をテーマとした展示施設として収蔵資料の充実に努めます。小学校・中学校の音楽の教科書も積極的に収集します。

(26年度実施)

場 所	回 数	事 業 費
古書店・出版社より購入 個人・施設等より寄贈	随時	1,073 千円

## c 童謡・唱歌調査研究

鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌に関する調査研究を進め、その成果をホームページや『音夢』などで発信し、童謡・唱歌をテーマとする拠点施設としての充実を図る。また地域の大学などと連携し小・中学生を対象とした自由研究講座を行う他、童謡・唱歌についての講演会や講座を開催します。その他、来館した小学校などの要望に応じて、郷土の音楽家に関する授業を行います。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
講演会：いべんとほーる	1 回	1,207 千円
講座：童謡の部屋	1 回	
自由研究講座：ライブラリー	4 日	

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
事業費	2,621 千円	2,701 千円	2,621 千円	2,701 千円	2,621 千円
(a)	341 千円	341 千円	341 千円	341 千円	341 千円
(b)	1,073 千円	1,153 千円	1,073 千円	1,153 千円	1,073 千円
(c)	1,207 千円	1,207 千円	1,207 千円	1,207 千円	1,207 千円

## オ おもちゃをテーマとした文化事業に関する考え方

### (ア) おもちゃ (参加・体験事業)

遊びの文化、こどもの文化の一端を担う「おもちゃ」を活用した参加、体験型の事業を通して、創造性、芸術性などの豊かな感情や、協調性や社会性、物を大切にすることを涵養します。

(事業概要)

a おもちゃワールド

常設展示では味わえない様々なおもちゃをいべんとほーるに展開し、いべんとほーる全体を家族や入館者同士が相互にコミュニケーションを図る遊び場として活用することで、子どもの創造性、協調性、社会性を育みます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる	8月1日～31日、12月20日～1月18日の2回	3,270千円

b おもちゃづくり体験

わらべ館オリジナル工作キットを使ったおもちゃづくりをおもちゃ工房（わらべ館2階）で提供します。（要キット代）第一土曜日を除く毎土日及び学校の長期休みに開催するほか、10名以上のグループには臨時的に開催し、おもちゃづくりを通じた道具の使い方やおもちゃの工夫・仕組みを学びます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
おもちゃ工房	休日を中心に147日	1,598千円

c おもちゃ教室

県内の教育機関や社会教育、福祉施設に講師と出向いて、おもちゃや小物を作る楽しさを体験していただくことで、ものづくりへの啓発、普及を図ります。（要キット代）

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
県内の教育機関、公民館等の社会教育施設	申込日に10回	321千円

d おもちゃの病院

破損や不具合の生じたおもちゃを、おもちゃドクターが修理します。定期的に行われ、おもちゃの仕組みについての興味を喚起し、物を大切にすることを育みます。（修理部品代必要な場合あり）

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
エントランスホール、いべんとほーる 館外施設等	毎月1回、館外施設1回 合計13回	510千円

e おもちゃの銀行

年間を通して家庭等で不要になったおもちゃを引き取り、クリーニングや修理を施して、クリスマス前に子どもたちにプレゼントするイベントを行います。おもちゃリサイクルを通して物を大切に作る心を育みます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる	プレゼントイベント12月1回	96千円

f おもちゃびより

人気のある鉄道模型のイベントやデコスーツ工作(キット代必要)、おもちゃを使った縁日遊びなど、休日を対象にした家族参加型のイベントを企画し、ふれあいの空間を演出します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる、エントランスホール	土、日、祝日を中心に6回	2,110千円

g (新) ファッションドールデザインコンクール (仮称)

きせかえ人形の楽しみ方の一つとして、参加者によるドレスのデザイン画もしくはドレスについて募集し、人気投票や専門家の審査員による審査を経て、入賞者を決定。入賞作品をわらべ館で展示します。

場 所	回 数	事 業 費
エントランスホール	年1回	100千円

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	8,005千円	7,653千円	7,585千円	7,502千円	7,521千円
(a)	3,270千円	3,270千円	3,331千円	3,270千円	3,331千円
(b)	1,598千円	1,662千円	1,634千円	1,662千円	1,620千円
(c)	321千円	321千円	321千円	321千円	321千円
(d)	510千円	400千円	400千円	400千円	400千円
(e)	96千円	96千円	96千円	96千円	96千円
(f)	2,110千円	1,804千円	1,703千円	1,653千円	1,653千円
(g)	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円

(イ) おもちゃ(調査・研究事業)

平成元年に開催された「'89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、世界各地のおもちゃ資料を収集、保管するとともに、調査、研究を行い、さらに地域性を考慮したおもちゃや遊びの情報収集と発信を行うことで、歴史的な価値の検証と未来に向けたおもちゃの活用を目指します。

(事業概要)

a おもちゃと遊びの企画展

収集したおもちゃの中で、調査、研究が終わり、その成果が発表可能となった資料とあそびに関する資料を中心に企画展を開催し、また、外部から資料を借りて特別展を開催することで、おもちゃの歴史や資料的価値を周知するとともに、報告書の発行により、展示資料に関する情報発信も行います。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
ギャラリー童夢・エントランスホール	6回	531千円

b おもちゃ資料収集

国内外のあらゆるおもちゃ資料の収集に努め、おもちゃの拠点施設としての展示内容をさらに充実させます。わらべ館の収集品で日本のおもちゃの歴史の変遷が説明可能となるよう、

特に古い日本のおもちゃや館の収集方針に則った資料の収集に力をいれるとともに、収蔵庫の温湿度管理を徹底し、最適な保存環境に努めます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
玩具店・古物商・古書店等より購入、個人・施設等より寄贈	随時	1,409 千円

c おもちゃ調査研究

収集資料や遊びに関する情報の体系的整理を行い、調査、研究を進めていきます。おもちゃや遊びに関する照会への対応や研究の成果を展示に反映させ、あるいはホームページに掲載するなどの様々な方法により、継続的に情報を発信することで、おもちゃをテーマとする拠点施設としての充実を図り、その役割を周知します。また、教育機関や一般の研究者、施設等との連携も深め、調査、研究に反映させます。

専門家や研究者による講演や実演、ワークショップを行う「遊ゆう学舎」を開催し、遊びと学びのより深い理解を得る機会とします(キット代等徴収する場合あり)。

わらべ館のエントランスホールを「エントランスギャラリー」として一般に開放し、おもちゃに関連するものづくりやコレクションの展示会場として提供します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
遊ゆう学舎	1回(11月予定)	796 千円

d (新)「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」の調査・展示企画

鳥取市制100周年記念事業で開催された「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会(会期:7月29日から8月20日までの23日間)」で収集されたおもちゃにわらべ館が所蔵する資料を加え、この25年間をおもちゃで振り返る展示を実施します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
エントランスホール	1回	60 千円

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	2,796 千円	3,024 千円	2,824 千円	2,568 千円	2,245 千円
(a)	531 千円	714 千円	614 千円	634 千円	514 千円
(b)	1,409 千円	1,400 千円	1,400 千円	1,224 千円	1,021 千円

(c)	796 千円	850 千円	750 千円	650 千円	650 千円
(d)	60 千円	60 千円	60 千円	60 千円	60 千円

カ 鳥取県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館が共同で実施する事業に関する考え方

(ア) 県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える事業を行います。両館が共同して入館促進を図ることにより、館内展示を通じた幅広い層への童謡唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

(事業概要)

a えいがの時間

テレビ放映や市販、レンタルに比較的流通していない作品や優れた作品の中から音楽やおもちゃに関する映画を上映し、親子で楽しめる機会を設けます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる	4月、7月、12月 3回	250 千円

b わいわい交流イベント

わらべ館内外で歌、ゲーム、工作(要キット代)など、わらべ館職員が中心となって、その場に応じた機動性のあるタイムリーな参加型イベントを展開します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
おもちゃ工房、滝の広場、エントランスホール等館内外	通年 30回	530 千円

c ボランティア活動推進

研修会や意見交換を実施して、引き続きボランティアの育成、募集を進めます。現在、紙芝居の実演など6部門で55名のスタッフが年間を通して活動しています。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
ライブラリー、木造教室等	通年 48回	153 千円

d 七夕とわらべ館誕生祭

わらべ館の創立日(7月7日)と七夕が同日であることから、誕生祭のセレモニーを行い、併せて七夕飾りやコンサート等で祝い、夢兎・ロビットを交えた写真撮影会を開催します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる、エントランスホール	7月1日～8日 8回	302千円

e ホリデーイベント

休日を中心に来館する県外客、帰省客や一般客のために、拍子木、衣装、自転車など小道具に凝った紙芝居劇場を開催するとともに館外イベントにも出向します。子どもや親子で楽しめる人形劇や演劇を開催します。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
いべんとほーる、エントランスホール	土、日、祝日を中心に35回	638千円

f 入館促進・広報

各種の媒体を通じて、わらべ館の紹介やイベント等の情報を広く周知するとともに、県内外のホテル等や旅行代理店等を訪問し、個人客及び団体客の誘致に努めます。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
県内外他	通年	3,483千円

g (新) 今月の一品 (仮称)

童謡・唱歌とおもちゃに関する調査研究の成果や収集した資料等について簡単に紹介するコーナーをエントランスホールに新設し、月ごとに内容を変えて、入館者に楽しんでいただき、魅力アップを図ります。

(26年度開催)

場 所	回 数	事 業 費
エントランスホール	4月～翌年3月 12回	0千円

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	5,356千円	5,054千円	5,355千円	5,356千円	5,356千円
(a)	250千円	250千円	250千円	250千円	250千円
(b)	530千円	530千円	530千円	530千円	530千円

(c)	153 千円	153 千円	153 千円	153 千円	153 千円
(d)	302 千円	0 千円	302 千円	302 千円	302 千円
(e)	638 千円	638 千円	638 千円	638 千円	638 千円
(f)	3,483 千円	3,483 千円	3,482 千円	3,483 千円	3,483 千円
(g)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

キ 基金を活用した文化事業に関する考え方

童謡・唱歌やおもちゃをテーマとした特色あるイベントを実施します。

年度	(新) 基金を活用した文化事業	事業費
26	永井幸次生誕140年記念事業、唱歌「故郷」誕生100年記念事業	897 千円
27	わらべ館創立20周年記念事業	2,288 千円
29	「全国童謡サミット in とっとり」の開催	1,500 千円
30	岡野貞一生誕140年記念事業、童謡誕生100年記念事業	1,820 千円

ク サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- (ア) 年1回接客研修を行なうとともに、毎日朝礼で出勤者全員による「電話対応」または「出会いの挨拶」を実施し、入館者を「おもてなし」の気持ちと笑顔でお迎えます。「顧客満足」の観点に立って「来て楽しい、また行ってみたい」と思ってもらえるように、改善すべき点を話し合い常にサービス向上に努めます。また、最初に入館者と相対する受付職員の対応は特に大切であり、専門的な研修を行います。
- (イ) 定期的に館内外を巡回し、施設の状況を点検するとともに入館者の安全を確保し、不備な点は速やかに改善することにより、館内外を常に良好な状態に保ち、入館者に快適に過ごしていただきます。
- (ウ) 自然災害などが発生した際に、適切かつ速やかに入館者の安全の確保や避難誘導ができるように、日ごろから防災意識を高めるとともに、地域と連携した効果的な防災訓練を実施します。
- (エ) わらべ館だより・イベントカレンダーの定期的な発行やホームページの充実、新聞広告・観光情報誌等の活用、チラシ・ポスターの配布、懸垂幕、立看板等により、きめ細かい情報提供を行うことで利用促進を図ります。
- (オ) 多目的ホールの利用料金、収容人員等の施設案内を幅広く広報し、利用促進を図ります。



(カ) 外に開かれた施設として、住民参加による館内ボランティア制度を継続します。

実施に当たっては、「わらべ館ボランティア活動実施要綱」をもとに、ボランティアの募集・育成を行います。

ボランティア活動の内容としては、遊びの指導・支援のほか、紙芝居実演、唱歌教室支援、読み聞かせ実演、イベント支援、昔遊び実演の6つの活動分野を設定します。

(キ) 小学校や幼稚園、保育所、公民館等にわらべ館のイベント等の情報提供を行うとともに、随時訪問して、わらべ館の楽しみ方や体験プログラム等を説明して利用促進に努めます。

(ク) 全国に誇りうる重要な施設として、関西・中国・四国地区の旅行代理店、バス会社、県内及び近県の観光案内所や旅館、ホテル、ドライブイン等を訪問して営業活動を行い団体客の誘致を図ります。

(ケ) 県内の類似施設や近隣の文化施設・観光施設と連携して利用促進に努めるとともに、入館者へのサービスとして県内の観光情報やイベント情報を提供します。

## (2) 基本的事項

### ア 開館・閉館時間の考え方及び設定内容

子どもから高齢者まで楽しんでいただける健全な文化・観光施設としての観点から、開館・閉館時間を設定します。

開館時間：午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあつては午後9時）まで  
ただし、連休及び夏期<sup>開</sup>の閉館時間の延長については、利用者サービスの向上を図るため、過去の実績やニーズを踏まえて実施します。

### イ 休館日の考え方及び設定内容

利用者の利便を考慮して、施設保守点検等に必要最小限の日数のみを休館とし、次のとおりとします。

(ア) 8月を除く毎月の第3水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

(イ) 1月1日及び12月29日から同月31日までの日

### ウ 利用料金の考え方及び設定内容

公立の施設として広く住民の利用に供するため、低廉な料金設定とします。

#### <鳥取県立童謡館>

##### (ア) 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円

団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円
--------------------------------	--------------

(イ) 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,830円
午後	1回につき 3,660円
夜間	1回につき 4,580円
午前・午後	1回につき 5,500円
午後・夜間	1回につき 8,250円
全日	1回につき 9,170円

備考

- a この表において「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- b 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)又は午後5時から午後6時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- c 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとする。

※冷房・暖房使用料の額

利用区分による利用料の2割の額(延長利用料にあっては延長利用料の2割の額)

(ウ) 設備使用料

設備名	設置数量	利用料（1時間あたり）	
		単位	金額（円）
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	-	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450

### <鳥取世界おもちゃ館>

#### (ア) 入館料

区分	金額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

#### エ 利用料金の減免に対する考え方

(ア) 子どもの社会教育施設であることから、高校生以下は入館料を無料とします。

(イ) 社会参加の促進を図るため、障がい者及びその介護者並びに介護保険制度による要介護者・要支援者及びその介護者は入館料を無料とします。

(ウ) 外国人観光客等の増加を図るため、すべての外国人観光客の入館料を半額とします。

(エ) 次に掲げる場合にも利用料金を減免します。

項 目	減免率
a 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。	利用料金の1/2

<p>b 多目的ホールを学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第 5 5 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>	<p>利用料金の全額免除</p>
<p>c 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がい有する者(以下「障がい者」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、障がい者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>(a) 入館するとき</p> <p>(b) 多目的ホールを利用する場合で、参加者が特定されているとき。</p> <p>ア 参加者全体に占める障がい者及び要介護者等及びその介護者の割合が 2 分の 1 以上のとき</p> <p>イ 参加者全体に占める障がい者及び要介護者等及びその介護者の割合が 2 分の 1 未満のとき</p> <p>(c) 多目的ホールを利用する場合で、参加者が特定されていないとき。</p>	<p>入館料の全額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p> <p>利用料金の半額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p>
<p>d 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)</p> <p>同法第 1 2 4 条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第 5 5 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 3 9 号第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校という」)の引率者が学校等の行事で入館するとき。</p>	<p>入館料の全額免除</p>

e	旅行業関係者が添乗員として入館するとき。	入館料の全額免除
f	旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。	入館料の全額免除
g	わらべ館友の会会員が入館するとき。	入館料の全額免除
h	わらべ館友の会会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。	入館料の2割免除
i	外国人観光客等が入館するとき。	入館料の半額免除
j	わらべ館創立日（7月7日）及び鳥取県民の日、関西文化の日の内1日に入館するとき。	入館料の全額免除
k	理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
l	その他教育、学術及び文化の振興を図るため館長が特に必要があると認めたとき。	入館料の全額免除

(オ) その他、次の場合等、館長が特に減免の必要があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

なお、この場合において、減免率は入館料の2割とする。

- a 高等学校総合体育大会等全国規模のイベント実施期間中（館長が認める前後の必要な日数を含む。）及び全国会議、中国ブロック会議等、複数県に亘る会議の開催期間中（館長が認める前後の必要な日数を含む。）に関係者が入館する場合
- b 鳥取県又は鳥取市が主催あるいは共催となる観光客を誘致するための広域キャンペーンの参加者が入館する場合
- c 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が実施する記念事業において関係者が入館する場合
- d わらべ館で開催する公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館主催のイベント参加者が当日入館する場合
- e 旅行代理店、バス会社、ホテル、旅館等が開発したわらべ館に関する企画商品（館長が適当と認めるものに限る。）によって入館する場合
- f 旅行雑誌等に広告を掲載する場合、割引クーポン等をつけて（館長が必要と認めるものに限る。）来館を勧誘促進し、そのクーポンを持参したものが入館する場合
- g 観光客等を誘致するため割引券を作成、配布し（館長が必要と認めるものに限る。）その割引券を持参したものが入館する場合

(カ) 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を掲示しなければならない。ただし、いべんとほーるを利用する場合にあっては、この限りではない。

- a エ（エ）cに定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障がい有することを証する書面、介護保険被保険者証
- b エ（エ）gに定める事由 わらべ館友の会会員証

#### オ 施設の利用促進に対する考え方

文化施設、生涯学習施設、観光施設として、子どもから高齢者まで楽しんでいただけるよう、魅力ある展示やイベントの開催、友の会会員拡大やリピーター対策を実施します。

また、広く県内外に広報誌の配布やホームページによる情報の提供、マスコミ等広報媒体の活用や関係機関との連携を通じたきめ細かな広報を行い、旅行代理店、旅館・ホテル等への営業活動を通じた利用促進に努めます。

#### カ 個人情報の保護についての考え方

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。

#### キ 情報の公開についての考え方

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例を遵守するとともに、「公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館情報公開規程」に基づき、適正に対応します。また、組織図、定款、事業計画書、収支計算書、貸借対照表、事業内容等をホームページにより公開し、透明性の高い法人活動に努めます。

### (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理についての考え方

#### ア 施設・設備の保守管理についての考え方

- (ア) 定期的な館内外の巡回により、劣化、破損、腐食、漏水等がないか点検し、異常があれば速やかに修繕を行うとともに、必要に応じて鳥取県又は鳥取市に連絡します。
- (イ) 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のための外観点検、機能点検、機器動作、整備業務等を行い記録表等を作成し保管します。

#### イ 設備機器の運転操作及び監視に関する考え方

設備の適正な運営を図るために行う監視業務及びこれに関連する電力、用水、ガスの需給状況を把握するとともに運転記録をとります。設備機器の稼動に当たっては環境に配慮した適正な運転を行い、省エネルギーに努めます。

#### ウ 備品等の管理及び貸し出しに関する考え方

備品等は適切に管理するとともに、修繕の必要な場合は鳥取県又は鳥取市と協議を行いその指示に従います。

また、わらべ館利用者等への貸し出し、返却に当たっても適切に管理を行います。

#### エ 施設の衛生管理に関する考え方

快適な居住空間を保つため、定期的に空気環境測定（年6回）、飲料水水質定期検査（年2回）、飲料水水質夏期検査（年1回）、残留塩素測定（年52回（7日以内に1回））、飲料水受水槽清掃（年1回）、衛生害虫駆除（年2回）を行います。

なお、美観保持と環境整備のため四季の花の入れ替えと樹木の剪定、病害虫の駆除、滝

の清掃を行い適切に管理をします。

また、鳥取県認定禁煙施設として、館内完全禁煙の徹底を図ります。

オ 施設の保安警備に関する考え方

定期的に館内外の巡回を実施し、不審者・不審物の発見に努めるとともに、必要に応じ警察等への通報を行うなど、保安警備を徹底します。

また、夜間は警備会社に警備を依頼して万全を期します。

カ 駐車場の管理に関する考え方

定期的な見回りを実施し、不審者・不審物の発見に努めるとともに、必要に応じて警察等への通報を行うなど、保安警備を徹底します。

また、夜間はバリカーを上げ、シャッターを下ろして、管理に万全を期します。

(4) 管理体制

ア 外部委託する業務内容とその考え方

清掃、機器の保守点検、警備等の専門的技術を要するものについては、外部委託を行い、効率的な運営を行います。

外部に委託する業務内容
建築基準法に基づく点検業務
清掃業務及び建築物環境衛生管理業務
空調及び衛生設備保守点検業務
消防用設備保守点検業務
エレベーター保守点検業務
自動扉保守点検業務
自家用電気工作物保安業務
庭園管理業務
館内機械警備業務
からくり時計保守点検業務
雨水管洗浄業務
污水管洗浄業務
展示資料等保守点検業務
ステーションビナス保守点検業務
冷却水系ブラッシング作業業務
収蔵庫燻蒸業務
イベントにおける照明・音響業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化事業の実施に関する業務
- 職員の資質向上のために実施する研修業務
- ホームページの改修等、広報に関する業務

#### イ 委託先選定方法

委託先の選定方法は、「特殊な技術を要する機械、建築物等の保守の委託又は修理する場合」や少額のものを除き、競争入札、複数年契約により、経費の節減に努めます。

#### ウ 委託、工事請負の発注予定

別紙1 委託、工事請負の発注予定のとおり

#### エ 省エネルギー・省資源に対する取組

こまめな冷暖房の管理や消灯の実施、事務室の昼休憩の消灯、パソコンの省エネモードの利用、コピー紙の裏面使用、館用車のアイドリングストップ、近場の自転車利用、クールビズの実施等に取組んでおり、今後も省エネルギー及び環境への配慮に努めます。

### (5) その他施設の管理運営に必要な業務についての考え方

#### ア 利用者等の要望の把握方法及び対応についての考え方

館内アンケートやイベントごとのアンケートの実施及び館内に意見・提案箱を設置し、利用者等の要望を把握し、迅速・適切に対応するとともに、必要に応じてその内容を鳥取県又は鳥取市に報告するなどして、より愛される施設となるよう努めます。

さらに、わらべ館評議員会、理事会の意見も参考にして魅力ある施設となるよう努めます。

#### イ 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

定期的に館内外を巡回し、施設の状況の点検や利用者等の状況を把握するとともに、常日頃から利用者等の苦情等に真摯に耳を傾け、真正面から向き合い、適切な対応をし、速やかに改善の措置を講ずるとともに、ホームページに利用者の声を掲載し、必要に応じて鳥取県又は鳥取市に報告します。

#### ウ 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(ア)「わらべ館消防計画」に基づき、火災防止に努めるとともに、自衛消防隊を組織し、緊急時に対応できるよう消防署の指導のもとに、消防訓練を実施します。

また、救命訓練やAED（自動体外式除細動器）使用訓練を併せて実施します。

(イ)地震への対応としては、「わらべ館防災（地震）管理マニュアル」に基づき緊急時の対応を行なうとともに、西町町内会の協力を得て、防災（地震）訓練を実施します。



(ウ) 不審者の侵入等、犯罪の防止については、「わらべ館防犯マニュアル」に基づき、未然防止に努めるとともに、警察署の指導のもとに、緊急時に対応できるよう防犯訓練を実施します。

#### エ 事故・緊急時の体制・対応

(ア) 消防計画や各マニュアルをもとに、緊急時の指揮命令系統と各人の役割分担を訓練を通して職員に周知徹底を図り、マニュアル等に沿った訓練を行うとともに、警察署、消防署、鳥取県、鳥取市への通報体制を確立します。

(イ) エレベーターの故障等による閉じ込め事故に対応するため「エレベーター閉じ込め事故対応マニュアル」を作成し訓練を実施します。

入館者に怪我等の事故があった場合は応急措置を講ずるとともに、必要に応じて救急車を呼び、医療機関へ搬送します。

(ウ) インフルエンザ等感染症を予防するため、啓発文書の表示、消毒液、薬用洗剤の設置を行い、感染防止対策に努めます。

#### オ その他

自動販売機の設置については、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が業者に委託します。

AED（自動体外式除細動器）の取扱いについては、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の点検マニュアルに従い、定期的に点検します。

わらべ館1Fの休憩コーナーに、わらべ館はもとより鳥取県及び鳥取市、各市町村等の講演会・コンサート・各種イベント等のチラシを設置し、文化・観光情報の発信スペースとして入館者に活用していただくよう、広報に努めます。

隣接するわらべ夢ひろばの活用策として管理している鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して遊具を貸出し、外で遊ぶおもちゃの楽しさを実践する場面を提供します。

### 3 組織及び職員の配置等

#### (1) 管理運営の組織

別紙2 わらべ館組織図のとおり

##### ア 管理運営組織体制の考え方

従来の総務係、調査・展示係、企画・イベント係の3つの係を、総務係、事業推進室の2つの係（室）にすることによって、事業運営の効率化を図ります。事業推進室長が童謡・唱歌、おもちゃ、共通の企画やイベントの実施を総括します。調査・展示係長はマネジメント業務を解き、おもちゃ主任専門員として資料収集、調査研究等に関する業務の中で、わらべ館の魅力を利用者に提供していきます。

##### イ 施設長（館長）の人選についての考え方

わらべ館（県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館）の館長は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の理事長の職にある者が務めるものとします。理事長は、公益財団法人鳥取童謡・